

ICT 環境整備に関するコンサルタント業務事業者選定に係る審査基準

1 基本的な考え方

受託候補者の決定にあたっては、京都市教育委員会にとって最適な事業者を選定するため、委託費用（上限額）の範囲内で見積額を提示した者（以下「受託希望者」という。）のうち、業務提案内容の評価である「提案点」に、見積額の評価である「価格点」を加算した「総合評価点」が最も高いプロポーザル参加者を受託候補者とする（総合評価方式）。

ただし、受託希望者が1者の場合、提案点の採点結果が一定点数（200点）以上を満たし、本業務を実施し得る能力を満たすと判断した場合は、当該提案者を受託候補者とする。

(1) 提案点

業務提案書の記載項目を評価し、「提案点」を与える。提案点の満点は、400点（80点/人×選定委員5人）とする。

(2) 価格点

見積額については、「3 価格点」に示す計算式に基づき計算し、「価格点」を与える。価格点の満点は、170点とする。

(3) 総合評価点

(1)及び(2) で評価した「提案点」及び「価格点」の合計点数を「総合評価点」とする（満点570点）。

(4) 総合評価点の最も高い者が2以上あるときの対応

ア プロポーザル参加者それぞれの「提案点」、「価格点」が異なる場合
「提案点」が高い者を受託候補者とする。

イ プロポーザル参加者それぞれの「提案点」、「価格点」が同じ場合
当該者それぞれにくじを引かせ、受託候補者を決定する。

2 提案点

(1) 提案点の配点

別紙3に基づき、採点を行う。

(2) 記載項目の評価基準（評価項目）

業務提案書の記載項目について、プロポーザル業務提案書項目及び配点一覧（別紙3）に基づき評価する。

ア 基礎点の考え方

評価対象の各項目を下記5段階で評価する。

判定	評価	項目評価点
A	優れている。記述に具体性があり、本市の要求水準以上の提案である。	4点
B	やや優れている。記述に具体性があり、若干の評価要素も備えている。	3点

C	記述に具体性があり、本市の要求水準を満たすが、それ以上の評価要素はない。	2点
D	本市の要求水準を満たすが、記述に具体性がなく、評価要素がない。	1点
E	仕様を満たしていない。	0点

イ 加重度の考え方

評価項目の重要度に応じて、項目ごとに加重度を設定している。

ウ 提案点の計算

提案点は、次の式により計算する。

- (ア) 項目評価点＝基礎点×加重度
- (イ) 提案点＝項目評価点の合計

3 価格点

見積価格により、以下の計算式に基づき、「価格点」を算出する。

※ 有効桁数は小数点第1位とし、小数点第2位を四捨五入する。

価格点＝170点×（最低提案価格÷提案価格）